

【表紙】

| | |
|------------|--|
| 【提出書類】 | 臨時報告書 |
| 【提出先】 | 北海道財務局長 |
| 【提出日】 | 2019年 8 月30日 |
| 【会社名】 | キャリアバンク株式会社 |
| 【英訳名】 | CAREER BANK CO.,LTD |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 佐藤 良雄 |
| 【本店の所在の場所】 | 札幌市中央区北五条西五丁目7番地 |
| 【電話番号】 | 011(251)3373(代表) |
| 【事務連絡者氏名】 | 常務取締役経理財務部長兼経営管理部長 橋本 正太 |
| 【最寄りの連絡場所】 | 札幌市中央区北五条西五丁目7番地 |
| 【電話番号】 | 011(251)3373(代表) |
| 【事務連絡者氏名】 | 常務取締役経理財務部長兼経営管理部長 橋本 正太 |
| 【縦覧に供する場所】 | 証券会員制法人札幌証券取引所 (札幌市中央区南一条西五丁目14番の1) |

1【提出理由】

2019年8月29日開催の当社第32期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2019年8月29日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

当社普通株式1株につき金13円。

第2号議案 定款一部変更の件

当社事業の現状に即し、事業内容の明確化を図るとともに、事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条(目的)につきまして事業目的の変更及び追加を行う。また、附則第2条の年号の表記を和暦から西暦に変更を行う。

第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)6名選任の件

取締役(監査等委員である取締役を除く。)として、佐藤良雄、新谷隆俊、益山健一、橋本正太、蜂谷忠義、中川均を選任する。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役として、佐々木大祐、岡田実、濱田康行を選任する。
 なお、佐々木大祐、岡田実、濱田康行は、社外取締役である。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

| 決議事項 | 賛成(個) | 反対(個) | 棄権(個) | 可決要件 | 決議の結果 (賛成の割合) |
|-------|-------|-------|-------|------|------------------|
| 第1号議案 | 7,792 | 12 | 0 | (注)1 | 可決(98.77%) |
| 第2号議案 | 7,790 | 14 | 0 | (注)2 | 可決(98.75%) |
| 第3号議案 | | | | (注)3 | |
| 佐藤良雄 | 7,787 | 17 | 0 | | 可決(98.71%) |
| 新谷隆俊 | 7,788 | 16 | 0 | | 可決(98.72%) |
| 益山健一 | 7,785 | 19 | 0 | | 可決(98.68%) |
| 橋本正太 | 7,786 | 18 | 0 | | 可決(98.69%) |
| 蜂谷忠義 | 7,788 | 16 | 0 | | 可決(98.72%) |
| 中川均 | 7,788 | 16 | 0 | | 可決(98.72%) |
| 第4号議案 | | | | (注)3 | |
| 佐々木大祐 | 7,787 | 17 | 0 | | 可決(98.71%) |
| 岡田実 | 7,784 | 20 | 0 | | 可決(98.67%) |
| 濱田康行 | 7,783 | 21 | 0 | | 可決(98.66%) |

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

4. 賛成比率は出席した株主の議決権の数(事前行使分及び当日出席分(途中退場した株主の議決権の数を含む。))に対する割合であります。

5. 比率の算定にあたっては、意思表示を無効とした事前行使分についても出席株主の議決権数に算入しております。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものの集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため議決権の数の一部を集計しておりません。

以上